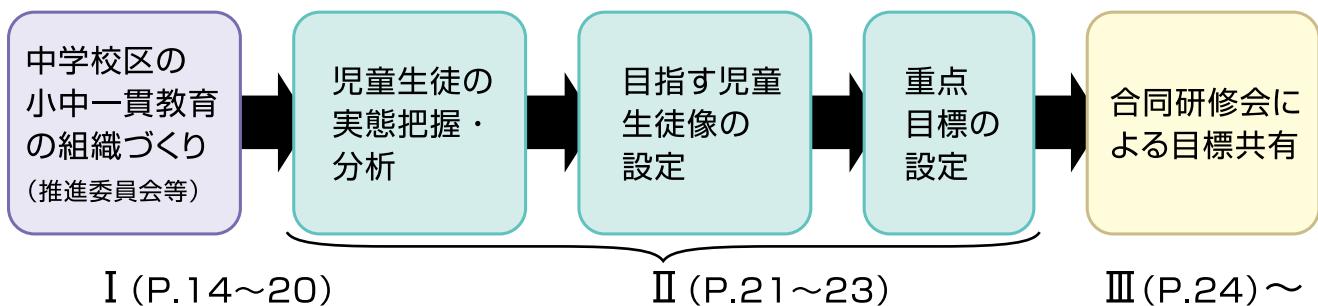


I 小中一貫教育推進のための組織をつくる



1 中学校区の小中一貫教育に係る組織づくり

市町村の小・中学校（同一中学校区内）が「目指す児童生徒像」や「重点目標」を設定、共有し、その実現を図る取組を実施していくためには、まず小中一貫教育の組織づくりが必要です。

(1) 推進準備委員会の設置

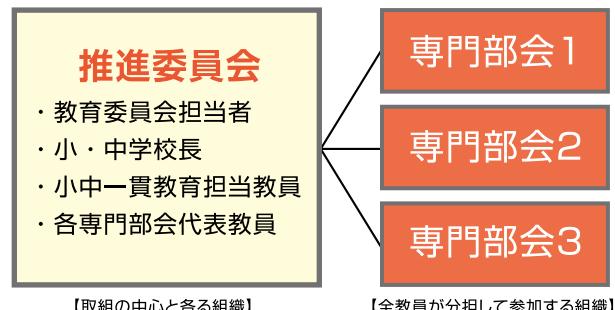
推進委員会の開催に向けた準備段階では、市町村教育委員会担当者、小・中学校長が中心となった推進準備委員会を設置します。推進準備委員会では、まず、委員長、副委員長の候補、推進委員会の構成員や専門部会の設置等について検討し、決定します。そして、中学校区の実態が把握できる資料の準備を指示し、第1回推進委員会において、目指す児童生徒像や重点目標の設定ができるようにします。

(2) 推進委員会の設置

中学校区の各学校が目指す児童生徒像や重点目標を共有し合いながら、小中一貫教育を推進するために、教育委員会と校長等が中学校区の運営全般について話し合い、実践する推進委員会を設置します。

ア 推進委員会の構成員

- 教育委員会担当者
- 小・中学校長
- 各校の小中一貫教育担当教員
- 各専門部会代表教員
- その他(実態に応じて)



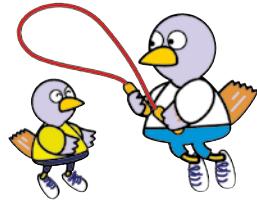
教頭、主幹教諭、教務主任、学校評議員、PTA代表 等

イ 推進委員会における協議内容

① 方針に関すること

- 目指す児童生徒像や重点目標の設定
 - ・中学校区の児童生徒の実態を把握、分析し、直面している課題等を明らかにして、目指す児童生徒像や重点目標を設定します。

- ② 取組に関すること
 - 専門部会の検討・決定
 - 児童生徒の交流活動に関する方針の検討・決定
 - 教員の交流・相互理解促進に関する方針の検討・決定
 - 各専門部会等による企画の承認や、必要に応じた指示・助言
 - 中学校区に係る予算編成、執行の検討・決定 等
- ③ 家庭や地域の教育力の活用に関すること
 - 小・中学校から保護者・地域への情報発信に関する方針の検討
 - 中学校区内の人材、自然、教育機関や施設等の活用に関する方針の検討
 - PTAや学校応援団、地域の組織等と一体となった取組の在り方 等



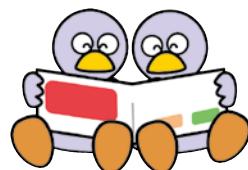
ウ 推進委員会の開催

推進委員会は地区の実態に合わせ、計画的に開催します。

【推進委員会の計画(年度当初の例)】

第1回推進委員会

- 【検討内容例】 ○ 本年度の運営についての方針等を話し合う。
- ・目指す児童生徒像や重点目標の設定
 - ・各専門部会の運営方針



第2回推進委員会

- 【検討内容例】 ○ 本年度の取組について話し合う
- ・各専門部会の取組の検討・決定
 - ・児童生徒の交流活動に関する方針の検討・決定
 - ・教員の交流・相互理解促進に関する方針の検討・決定

(3) 小中一貫教育コーディネーターの位置付け

各学校と教育委員会担当者との連携を深めて取り組むために、中学校区に「小中一貫教育コーディネーター」を位置付けて進めると効果的です。

○ 「小中一貫教育コーディネーター」の役割

- ・教育委員会担当者との連絡・調整
- ・小中一貫教育推進委員会等の計画・立案・実施・評価等マネジメント
- ・小・中合同研修会、合同授業研究会等の企画・運営の提案
- ・児童生徒の交流や教員の交流(授業)における連絡調整
- ・家庭・地域との連携の窓口及び家庭・地域への情報発信 等

(4) 専門部会の設置

専門部会は、目指す児童生徒像や重点目標の実現に向けて具体的な取組を企画し、実施します。また、必要に応じて分科会(委員会)を組織して、さらに具体的な取組を行います。

ここでは例として、「学力向上推進部会」「生徒指導部会」「交流連携推進部会」の3つの部会を紹介します。

ア 学力向上推進部会

学力向上推進部会は、中学校区の児童生徒の学習面での現状と課題を明らかにして、学習意欲の向上や学習規律の徹底、家庭学習の習慣化等に取り組んでいきます。また、教員の指導力向上を目指した合同授業研究会等を推進します。



活動方針	基礎的・基本的な知識・技能の習得、そして知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立を行う。
組織	研修主任、学力向上推進担当、教科等代表者（重点的に取り組む教科の代表） 等
分科会（委員会）	具体的な取組
・9年間を見通したカリキュラム編成委員会 ・各教科等主任会 ・学校図書館活用推進委員会 ・家庭学習推進委員会 ・学習成果検討委員会 等	・合同授業研究会の計画 ・チームティーチングの計画 ・9年間を見通したカリキュラムの編成 ・学習状況調査等の分析・課題への対策の検討 ・学習規律の共通化（発言の仕方、話合いのルール、ノート指導等） ・家庭学習の習慣化を図るための取組 等

イ 生徒指導部会

生徒指導部会は、中学校区の生徒指導の共通理解、共通行動を図るために定期的に部会を開催します。生徒指導部会で作成した「○○中学校区生活のきまり」などが、周知徹底されているかどうか確認し合い、全ての学校での定着を図ります。

活動方針	中学校区で共通した生徒指導体制を整え、児童生徒が安心して過ごせる環境づくりを行うとともに、人間関係をよりよくしていく心情を醸成する支援を行う。
組織	生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、相談員 等
分科会（委員会）	具体的な取組
・「○○中学校区生活のきまり」作成委員会 ・いじめ撲滅委員会 ・不登校対策連絡会 ・特別支援教育分科会 ・教育相談担当者会 等	・生徒指導の連携 ・基本的な生活習慣（挨拶、言葉づかい、忘れ物、家庭学習等）の確立 ・いじめを許さない態度を育てるための取組 ・生命や人権を尊重する態度を育てるための取組 ・不登校対応の連携 等

ウ 交流連携推進部会

交流連携推進部会は、児童生徒が目を輝かせて活動する活気あふれる学校づくりを進めるために、中学校区の児童生徒・教職員交流に関する企画や学校間の連絡調整を行うとともに、家庭・地域の連携強化を推進します。

活動方針	行事や交流授業での児童生徒の交流、合同研修会の計画・実施を行う。また、家庭・地域との連携を推進し、つながりを強化する。
組織	教務主任、総合的な学習の時間主任、特別活動主任、児童会・生徒会担当、学校行事担当 等
分科会（委員会）	具体的な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動推進委員会 ・ボランティア活動推進委員会 ・芸術活動推進委員会 ・児童会・生徒会担当者会 ・小中一貫教育により作成委員会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、教職員の交流の企画・運営 ・合同あいさつ運動や合同奉仕活動の企画・運営 ・合同合唱祭、作品交流会等の企画・運営 ・保護者・地域への情報発信・協力依頼 ・地域の人材バンクの管理 等



「夏休みの小学生スキルアップ」
中学生が参加 新座市



「小中合同による避難訓練」
嵐山町

2 市町村教育委員会での組織づくり

(1) 学校をサポートする組織づくり

段階的に導入を進めることを目指していく場合、次のような組織を設置し、取り組んでいくことが考えられます。基本的には市町村教育委員会が各組織を主催し、「教育方針」や「教育ビジョン」等によってリードしていきますが、具体的な取組については教育委員会の指示による『トップダウン』ではなく、学校(校長、推進する教員)からの『ボトムアップ』を大事にしていくことで、教員の力が結集された実践へとつなげていきます。

○ 市町村小中一貫教育推進準備委員会の設置

構成員：校長会代表、各中学校区の校長・教頭代表、教育委員会担当者 等

取 組：市町村の小中一貫教育の在り方について総合的に協議



(2) 市町村内の全小・中学校が小中一貫教育を導入するにあたっての組織づくり

全小・中学校での小中一貫教育の導入を推進するためには、市町村教育委員会がリードして、「教育方針」等への明確な位置付けをすることが重要です。そのためにも、市町村教育委員会が検討委員会を設置し、学校、地域と小中一貫教育の在り方について検討・協議していくことが必要になってくるのではないでしょうか。

ア 検討委員会の構成員

構成員：(有識者)、小学校長会代表、中学校長会代表、PTA連合会、

保護者、地域住民、教育委員会担当者 等

取 組：市町村の小中一貫教育の在り方についての検討・協議

イ 「教育方針」等への小中一貫教育の明確な位置付け

アの検討委員会の意見を踏まえ、市町村教育委員会は、目標や重点などを明記した「教育方針」や「教育ビジョン」等を策定していきます。この「教育方針」等に小中一貫教育を明確に位置付けることが重要です。「小中一貫教育」を推進するという教育委員会としての姿勢を、各学校や地域に示すことで中学校区の取組が促進されます。

(3) 小中一貫教育に係る市町村教育委員会の担当者の位置付け

教育委員会担当者が、「中学校区」の小中一貫教育推進委員会の一員となり、その中学校区の小・中学校長、小中一貫教育コーディネーターと連携を密にしながら、きめ細やかな指導・助言を行うことは有効であると考えています。

○ 「市町村教育委員会担当者」の役割

- ・中学校区の窓口として、市町村における小中一貫教育推進の教育方針や計画を該当校に伝える。
- ・該当校の小・中学校長と連携し、事前に取組の計画等について相談していく。
- ・重点目標等の実現に向けた取組についての指導・助言を行う。
- ・取組とその結果を地域や他校の管理職及び教員へ広めていく。
- ・先進的な取組についての情報提供を行う。
- ・小中一貫教育コーディネーターをサポートし、必要に応じて指導・助言を行う。

〈参考2〉八潮市小中一貫教育の準備組織等

※ 八潮市では、平成19年度からの小中一貫教育導入にあたって、平成18年度から、次の組織を立ち上げています。

- 小中一貫教育推進準備委員会（導入に向けた様々な準備を協議し、実施）
- 教育課程部会（教務主任による教科等の学習内容や指導体制の検討）
- 交流活動部会（授業時間、授業時間外の小・中学校の交流活動の検討）
- 学校生活部会（生徒指導主任による小・中学校の垣根を越えた学校生活や生徒指導等の検討）

特に、会議の回数が増えて教職員の負担が増えないよう、既存の教務主任会議、生徒指導主任会議と連動させ、年間の会議回数を少なくする配慮をしています。

また、小中一貫教育の啓発活動を教育委員会の重要な課題の一つとして捉え、毎年度「はばたきプラン」というパンフレットを作成・配布するとともに、広く学校関係者以外の方々から疑問や意見をいただくことができるよう、次の組織を立ち上げています。

- 学校教育審議会（平成19～21年）
(学識経験者1名、校長5名、地域・保護者3名、
町会長・自治会長2名、PTA連合会2名、公募2名)
- 小中一貫教育懇談会（平成22・23年度）
(学識経験者1名、PTA連合会5名、
商工会青年部1名、町会代表1名、市民大学1名、
市民代表1名、幼稚園代表1名、保育所代表1名、
高校校長1名、小・中学校長2名)



モデル地区		組 織	*緑色の委員会等が組織の中心
市 町	学校数	代表による推進委員会等	モデル地区の 全教職員が分担して参加する部会等
鴻巣市	4 (小3、中1)	<p>推進連絡協議会 小・中校長、教務主任、アドバイザー(元校長)、地域代表、市教委担当(主管課長、担当指導主事)</p> <p>——— 推進校長会</p> <p>推進委員会 4校校長代表、教務主任、アドバイザー、市教委担当等</p>	<p>生徒指導部会</p> <p>児童生徒交流部会</p> <p>教育課程研究部会</p> <p>家庭地域連携部会</p>
新座市	4 (小3、中1)	<p>校長協議会 小・中校長、市教委担当</p> <p>——— 実務者会議 教務主任、研修主任</p>	<p>学力向上部</p> <p>学校交流部</p> <p>生徒指導部</p>
入間市	2 (小1、中1)	<p>推進本部会 市教委担当、小・中校長、小・中教頭、小・中研究主任、小・中PTA会長</p> <p>研究推進委員会 小・中校長、小・中教頭、小・中研究主任、各ブロックチーフ</p> <p>全体会</p>	<p>「知」(教員交流)</p> <p>「徳」(子ども交流)</p> <p>「体」(体力・PTA)</p> <p>調査記録(調査・考察)</p>
嵐山町	2 (小1、中1)	推進委員会 町教委担当、小・中校長、小・中教頭、コーディネーター、各推進部会長	<p>交流部会</p> <p>学力向上推進部会</p> <p>生徒指導委員会</p> <p>体力向上推進部会</p>
熊谷市	3 (小2、中1)	<p>三校校長会 小・中校長、市教委担当</p> <p>三校研究推進委員会 市教委担当、小・中校長、小・中教頭、研究主任、各研究部長</p>	<p>学習指導部</p> <p>生徒指導部</p> <p>調査統計部</p>
深谷市	3 (小2、中1)	連携運営委員会 市教委担当、小・中校長、カリキュラム検討委員、専科加配教員、学校総合支援員(市配置の退職教員)	<p>カリキュラム編成検討部会</p> <p>調査研修部会</p> <p>交流推進部会</p> <p>生活ガイド部会</p>
春日部市	2 (小1、中1)	推進委員会 市教委担当、小・中校長、教頭、教務主任、推進担当教員、学校教育専門員	<p>CSG(コアスタディグループ)会議</p> <p>教科部会等</p> <p>家庭・地域連携部</p>
宮代町	3 (小2、中1)	<p>三校校長協議会 小・中校長、町教委担当</p> <p>推進運営委員会 町教委担当、小・中校長、コーディネーター、教務主任</p>	<p>カリキュラム編成部</p> <p>授業研究部</p> <p>交流活動部</p>